

11 水防に関する資料

11-1 防災行政無線局運用管理規定

田尻町防災行政無線局運用管理規定

制 定 昭和60年10月16日 規程第13号
最近改正 平成23年 9月26日 条例第14号

(目的)

第1条 この規程は、田尻町が設置する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の適正な運用及び維持管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における迅速な活動並びに一般行政事務の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「固定系」とは、同報式無線通信式施設をいう。
- (2) 「同報局」とは、親局無線施設と、受信局無線施設をいう。
- (3) 「移動系」とは、移動業務を目的とした基地局・移動局無線通信施設をいう。
- (4) 「基地局」とは、基地局無線施設をいう。
- (5) 「移動局」とは、車載型、携帯型無線通信施設をいう。
- (6) 「防災行政無線局」とは、前各号に掲げる無線局等をいう。

(設置)

第3条 無線局の種類、呼出名称及び設（常）置場所は別表のとおりとする。

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 基地局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は町長、副統制管理者は副町長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 副統制管理者は統制管理者を補佐し、統制管理者に事故あるときは、その職務を代理する。

(無線管理者)

第5条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、無線局の管理、運用及び保全を掌理する。
- 3 無線管理者は、防災担当課長をもって充てる。

(無線従事者)

第6条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、電波法第40条第1項の資格を有する者を無線管理者が指名し、統制管理者が選任する。
- 3 無線従事者は、無線管理者の命を受け当該無線設備の操作に従事する。

(運用時間)

第7条 無線局の運用は、常時行う。

(通信の種類等)

第8条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害発生時等その他緊急の場合に行う通信をいう。

(通信する事項)

第9条 通信する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、津波、火災その他の緊急の事態に関する事項
- (2) 町政の普及、啓蒙及び周知連絡に関する事項
- (3) 官公署からの周知連絡に関する事項
- (4) 前各号のほか統制管理者が行政活動に必要と認める事項

(通信規制)

第10条 統制管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、通信を統制することができる。

- 2 無線管理者は、前項の規定に準じて通信を統制することができる。ただし、通信を統制しようとするときは、あらかじめその旨を統制管理者に報告しなければならない。

(通信体制)

第11条 統制管理者は、次の各号の一に該当するときは、関係の無線管理者に即応できる通信体制を整えさせなければならない。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 無線管理者の申出があったとき。
- (3) その他統制管理者が特に必要と認めるとき。

(通信訓練)

第12条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため、毎年1回以上通信訓練を実施するものとする。

(職員の研修)

第13条 無線管理者は、通信技能、機器の取扱い技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(無線従事者の養成)

第14条 無線管理者は、常に無線従事者の適正な人員を確保するため、無線従事者の養成をしなければならない。

- 2 前項の養成を実施する場合は、あらかじめ統制管理者に報告しなければならない。

(無線局の管理)

第15条 無線管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるように運用しなければならない。

- 2 無線管理者は、無線設備の位置を変更する必要があるとき、その他管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し指示を受けなければならない。

(機器の取扱い)

第 16 条 無線機器は、丁寧に扱い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 衝撃を与えないこと。
- (2) 高温、多湿な環境に長時間放置しないこと。
- (3) 移動局無線器の空中線（アンテナ）を折損しないよう注意すること。
- (4) 携帯用無線機器は、使用后必ず規定の時間充電すること。また、長時間使用しない場合は、定期的に充電すること。

(設備の保守点検)

第 17 条 無線管理者は、無線設備の保守の万全を期すため、毎年 1 回以上設備点検を行うものとする。

2 前項に規定する設備点検については、保守業者に委託することができる。

(事故時の措置)

第 18 条 無線管理者は、無線設備に故障が生じたときは、直ちにその旨を統制管理者に報告し、指示を受けなければならない。

(無線業務日誌)

第 19 条 無線従事者は、無線業務日誌（様式第 1 号及び第 2 号）に必要な事項を記入しなければならない。
また使用を終った業務日誌は、使用を終った日から 2 年間保存しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第 20 条 無線管理者は、毎年、当該年分（1 月から 12 月まで）に係る無線業務日誌抄録（様式第 3 号）を翌年の 1 月末までに統制管理者に提出しなければならない。

(無線局の備付け書類等)

第 21 条 無線局に備え付ける書類等については、電波法に定めがあるものを除くほか、統制管理者が別に定めるものとする。

(無線従事者の異動報告)

第 22 条 無線管理者は、無線従事者に異動があったときは、速やかに無線従事者異動報告書（様式第 4 号）により統制管理者に報告しなければならない。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は統制管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

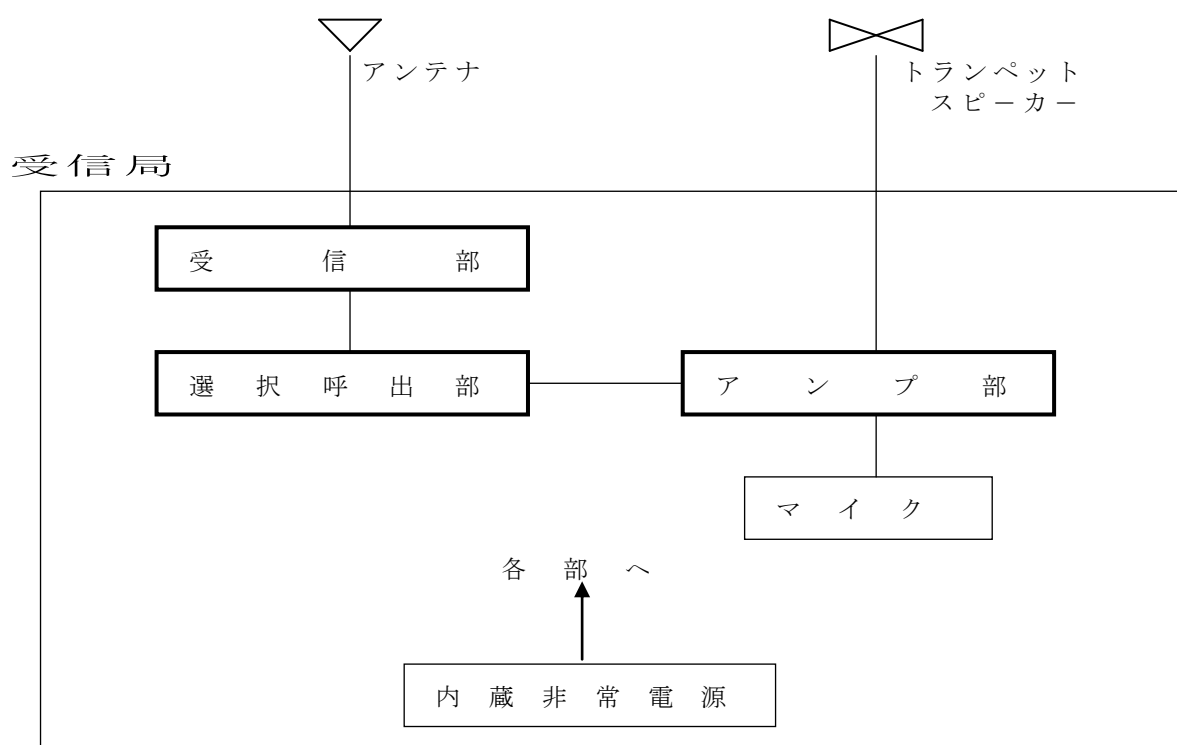
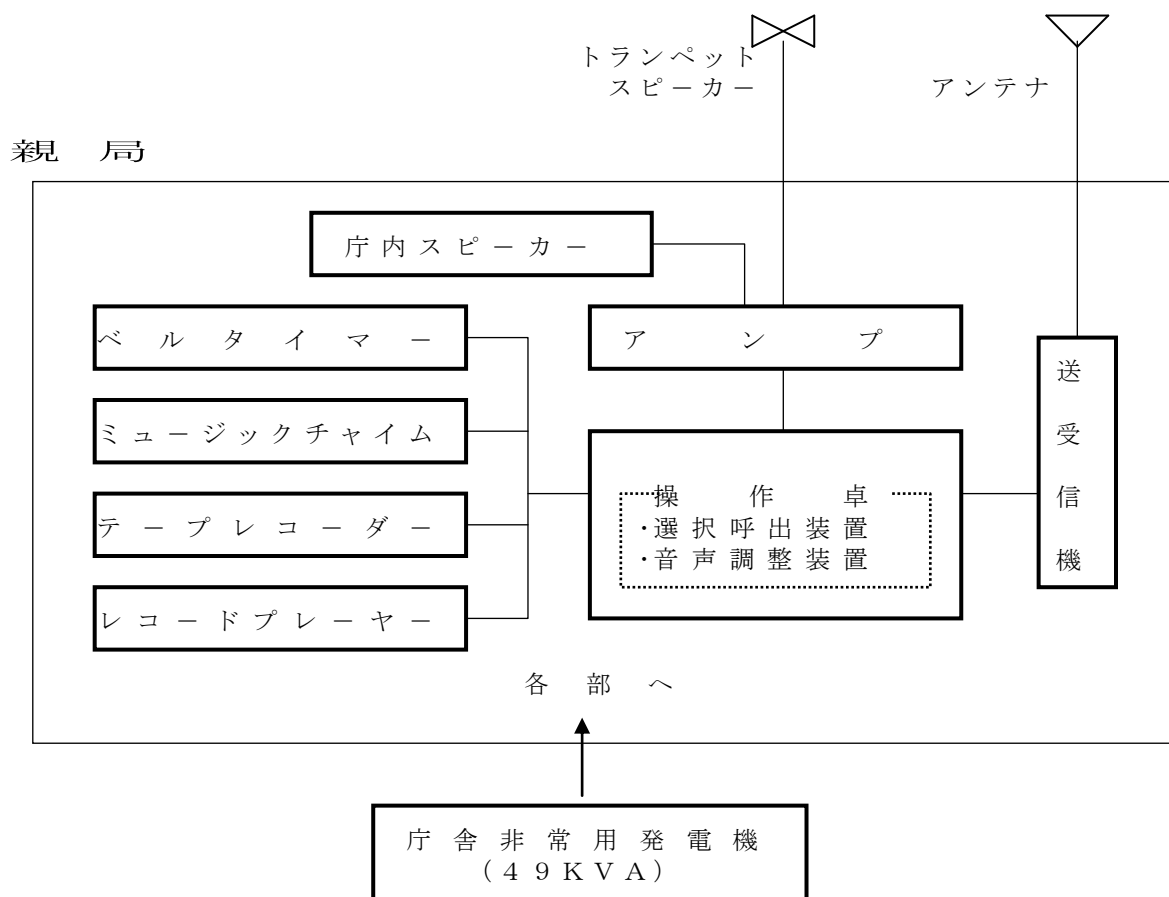
附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 24 日訓令第 2 号）

この規程は、平成 22 年 11 月 13 日から施行する。

11-2 防災行政無線（同報系）系統図

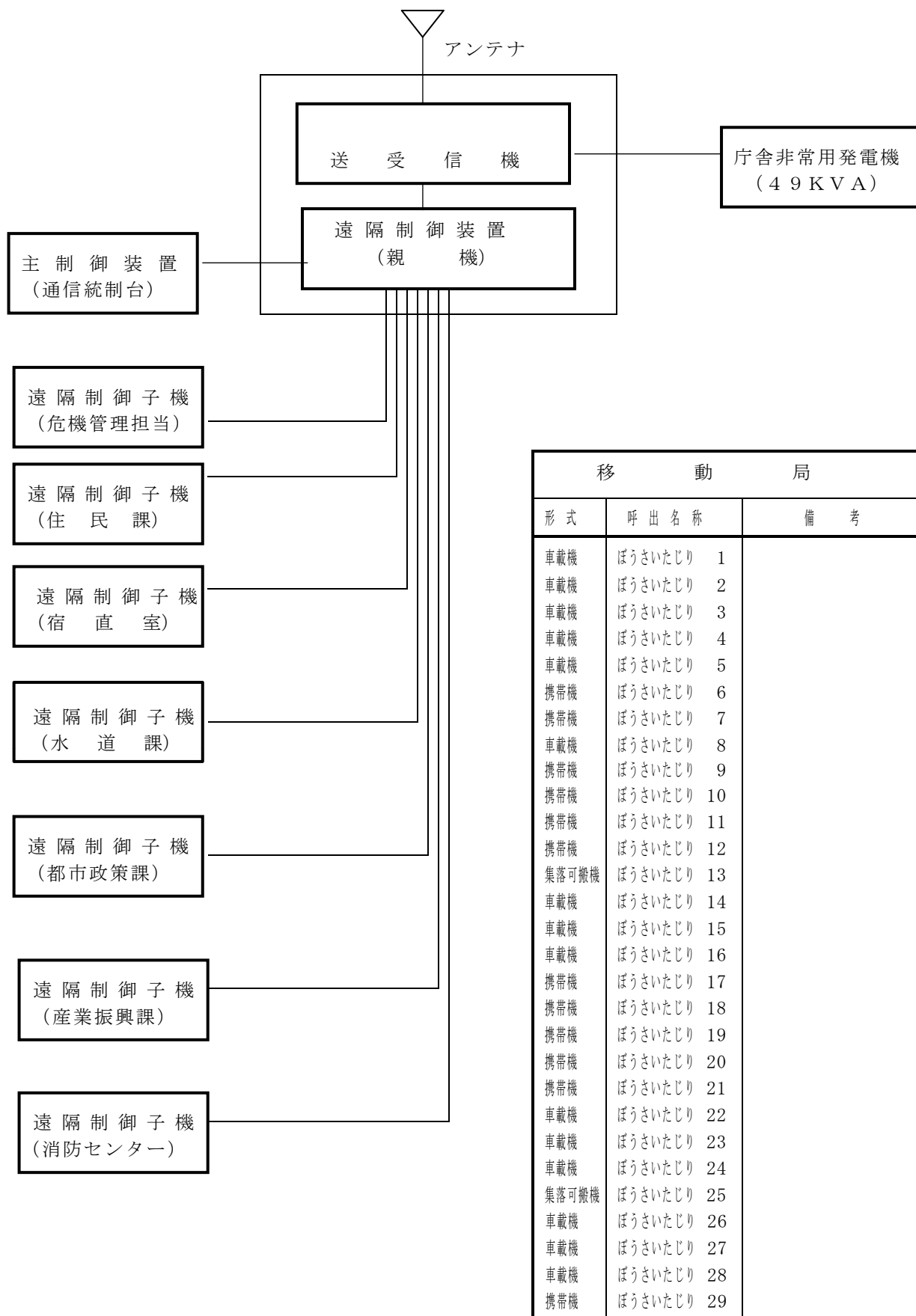


11-3 防災行政無線（同報系）受信局

【平成27年3月1日現在】

管理番号	受信局	所在地番
1	ぼうさいたじりちょう 1	りんくうポート北 (りんくう嘉祥寺南緑地)
2	” 2	嘉祥寺647-3 (町営楠橋住宅)
3	” 3	嘉祥寺293 (墓地)
4	” 4	吉見 425-1 (駅上広場)
5	” 5	吉見 212-1 (浄水場)
6	” 6	吉見 739-1 (吉見中央地区)
7	” 7	吉見 690 (小学校)
8	” 8	吉見 1082-6 (浜第4公園)
9	” 9	りんくうポート南1-2 (吉見ポンプ場)
10	” 10	りんくうポート北 (りんくう彩公園)

11-4 防災行政無線（移動系）受信局



移 動 局		
形式	呼出名称	備 考
車載機	ぼうさいたじり 1	
車載機	ぼうさいたじり 2	
車載機	ぼうさいたじり 3	
車載機	ぼうさいたじり 4	
車載機	ぼうさいたじり 5	
携帯機	ぼうさいたじり 6	
携帯機	ぼうさいたじり 7	
車載機	ぼうさいたじり 8	
携帯機	ぼうさいたじり 9	
携帯機	ぼうさいたじり 10	
携帯機	ぼうさいたじり 11	
携帯機	ぼうさいたじり 12	
集落可搬機	ぼうさいたじり 13	
車載機	ぼうさいたじり 14	
車載機	ぼうさいたじり 15	
車載機	ぼうさいたじり 16	
携帯機	ぼうさいたじり 17	
携帯機	ぼうさいたじり 18	
携帯機	ぼうさいたじり 19	
携帯機	ぼうさいたじり 20	
携帯機	ぼうさいたじり 21	
車載機	ぼうさいたじり 22	
車載機	ぼうさいたじり 23	
車載機	ぼうさいたじり 24	
集落可搬機	ぼうさいたじり 25	
車載機	ぼうさいたじり 26	
車載機	ぼうさいたじり 27	
車載機	ぼうさいたじり 28	
携帯機	ぼうさいたじり 29	

11-5 水防区域一覽表

(洪水区域)

【平成27年3月1日現在】

河川 海岸		関係土木 事務所 工営所	担 当 水防管理 団体名	特に重要水防区域		重要水防区域		重要水防区域 延長合計(m)
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	
田尻川	右岸	岸和田	田尻町 泉佐野市			自：泉佐野岩出線（南海本線） 至：尾張池	757	757
樫井川	右岸	岸和田	泉南市 田尻町 泉佐野市			自：永楽橋 至：二ノ井堰 自：日根神社 至：犬鳴大橋	8,808	8,808

(高潮区域)

河川 海岸		関係土木 事務所 工営所	担 当 水防管理 団体名	特に重要水防区域		重要水防区域		重要水防区域 延長合計(m)
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	
田尻川	左岸	岸和田	田尻町 泉佐野市			自 海 至 泉佐野岩出線（南海本線）	600	600
	右岸	岸和田	田尻町 泉佐野市			自 海 至 泉佐野岩出線（南海本線）	600	600
樫井川	右岸	岸和田	田尻町 泉佐野市			自 海 至 永楽橋	1,144	1,144

(高潮区域・海岸)

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担 当 水防管理 団体名	特に重要水防区域		重要水防区域		重要水防区域 延長合計(m)
			区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	
泉南海岸	港湾局	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 田尻町 泉南市 阪南市 岬町			岸和田市、貝塚市、泉佐野市、 田尻町、泉南市、阪南市、岬町	53,639	53,639

11-6 主要ため池一覧表

名 称	所 在 地	管理者	堤 体			集水面積 (ha)	水 系 (河川名)	貯 水 量 (m ³)	水防値	摘 要
			高さ (m)	長さ (m)	波除護岸					
夫 婦 池	吉見地内	田 尻 町 土地改良区	3.7	730	——	2.7	樫井川	54,000	B	
尾 張 池	嘉祥寺地内	田 尻 町 土地改良区	3.5	610	——	2.3	田尻川	37,000	C	

※水防値の凡例 A：特に重要な水防ため池 B：重要水防ため池 C：要水防ため池

11-7 土砂災害警戒区域一覧表

現象の種別	区域 番号	区域名	所在地	地形		
				平均高さ (m)	平均勾配 (度)	下端延長 (m)
急傾斜地の崩壊	K21300362	岡本-2	泉佐野市南中岡本/ 泉南郡田尻町嘉祥寺	10.8	41.8	246

11-8 水門・樋門・門扉一覧表

河川・海岸名	施設名	設置場所	種 別	管 理 者	操 作 責 任 者
檜 井 川	江 永 樋 門	田尻町吉見地内	鉄製捲揚式（手動式）	田 尻 町 長	田 尻 町 長 （産業振興課）
田 尻 漁 港 （泉南海岸）	田尻川防潮水門	田尻町嘉祥寺地内	電動式0.75kw×手動式 鋼製ローラーゲート 巾4.5m 2門	大阪府港湾局長	田 尻 町 長 （都市政策課）
田 尻 漁 港 （泉南海岸）	門 扉 （田尻町NO.3-1）	田尻町嘉祥寺地内	手動式 耐食アルミ製引戸式	大阪府港湾局長	田 尻 町 長 （都市政策課）
田 尻 漁 港 （泉南海岸）	門 扉 （田尻町NO.3-2）	田尻町嘉祥寺地内	手動式 耐食アルミ製片開式	大阪府港湾局長	田 尻 町 長 （都市政策課）
田 尻 漁 港 （泉南海岸）	門 扉 （田尻町NO.4）	田尻町嘉祥寺地内	手動式 耐食アルミ製片開式	大阪府港湾局長	田 尻 町 長 （都市政策課）

11-9 主要排水施設設置箇所一覧表

河川・海岸名	施設名	設置場所	種 別	管 理 者	操 作 責 任 者
田 尻 漁 港 （泉南海岸） 田 尻 川	田尻川排水機場	田尻町嘉祥寺地内	横軸斜流 $\Phi 1,100\text{m/m}$ 150 m^3/min ×3台	大阪府港湾局長	田 尻 町 長 （都市政策課）